

【入札説明書別記説明】

「3 入札に参加する者に必要な資格」の説明

3のア

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって北海道の競争入札参加資格を得た電気工事業です。

3のク

本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事は、次のすべてに該当する工事です。

- ① 発注者 国、地方公共団体、建設業法施行令第45条に規定する公共法人、建設業法施行規則第18条に定める法人、国家公務員共済組合、地方職員共済組合、公立学校共済組合
- ② 構造 非木造
- ③ 請負金額 500万円以上
- ④ 種類 新築・改築・増築又は改修工事に伴う電気工事

3のケ

主任技術者とは、建設業法第7条第二号イ、ロ、ハに該当する者です。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。第二十六条の八第一項第二号ロにおいて同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。同号ロにおいて同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。同号ロにおいて同じ。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し十年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

（備考）

北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則（抜粋）

第10条

一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札に付する事項につき、当該事項に関する仕様書、設計書等によって書面（以下「予定価格調書」という。）により作成しなければならない。

第15条

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- (9) 入札に關し不正の行為があった者のした入札
- (10) 入札に参加する者に必要な資格がない者のした入札
- (11) その他入札に關する条件に違反した入札